

緑保全地区等補助金のご案内

緑保全地区等補助金は、自然環境を保護するとともに、市内の緑を守り、育て、活かしながら、市民が健康で緑あふれる快適な生活を営むことを目的としています。

申請先
その他

大垣市都市計画部公園みどり課
申請にあたっては、現地確認等がありますので、公園みどり課（47-8409）へご連絡ください。

補助金額及び指定基準（対象：大垣地域・墨俣地域）

補助金の対象	補助金額 (1年あたり)	限度額	指定基準
緑保全地区	1地区につき 1,800円	4,500円	○緑保全地区 樹木が集団して生育し、かつ健全である土地の面積が、市街化区域にあっては300㎡以上、市街化調整区域にあっては500㎡以上であること。 ○保存樹木 次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上優れていること。 ア おおむね1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であるもの イ 株立した樹木は、高さ3.0m以上であるもの ウ つる性立樹木は、枝葉面積が30㎡以上であるもの
保存樹木	1本又は1株につき400円		

※ただし、緑保全地区内にある樹木を保存樹木として指定する場合は、上記と計算方法が異なりますので詳細は公園みどり課までご連絡ください。

問い合わせ先

大垣市 都市計画部 公園みどり課
大垣市丸の内2丁目29番地

TEL 0584-47-8409